

国会公契第 33 号  
国官技第 296 号  
国営管第 480 号  
国営計第 153 号  
国港総第 620 号  
国港技第 105 号  
国空予管第 1290 号  
国空空技第 456 号  
国空交企第 286 号  
国北予第 42 号  
令和 5 年 2 月 14 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」  
の運用に係る特例措置について

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け国不建キ第40号、国港技第99号）により令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け国不建キ第27号、国港技第84号）により令和4年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で5.2パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1.(1)及び

2. から 8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

### 第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

## (別紙) 特例措置手続き

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る  
特例措置についての手続等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 受注者との協議

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

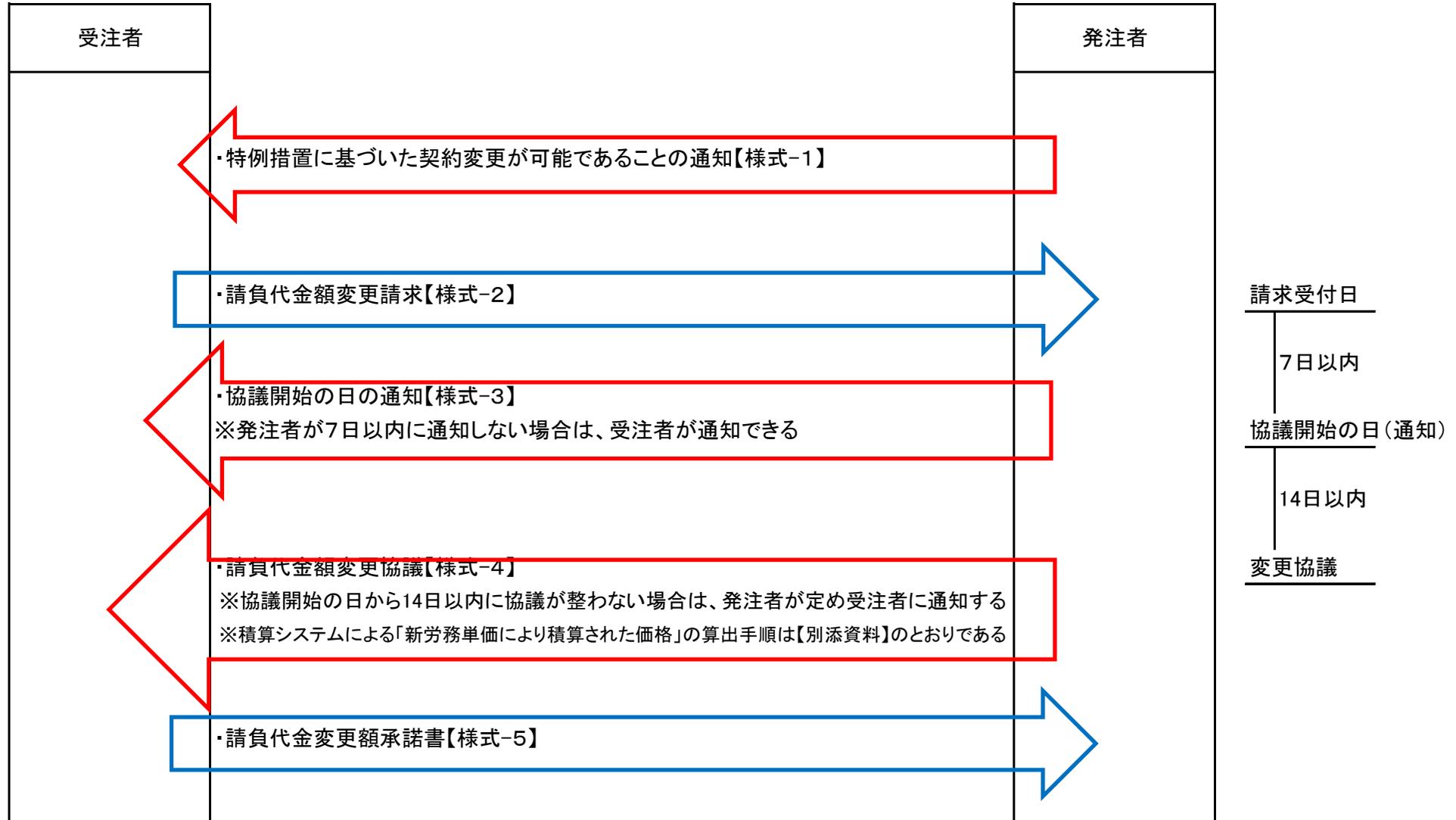
#### 2 請負代金額変更の手続き

「(別紙)フロー図」のとおりとする。

なお、発注者は請負代金額変更額承諾書を受領した後、受注者がその変更額に基づいて予算及び工程を管理することを考慮すれば速やかに変更契約を行うことが望ましいが、様式4及び5によって変更額を受発注者が相互に確認しあっていることから精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。

## (別紙)フロー図

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による請負代金額変更手続きフロー



発注者は請負代金額変更額承諾書を受け取り、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。